

関川村耐震改修促進計画
(第3期)

令和6年1月
関川村

目次

第1章	計画に関すること	2
1	計画の目的と位置付け.....	2
2	計画の期間.....	2
3	計画の対象.....	3
第2章	計画の背景に関すること	4
1	県内における最近の地震被害.....	4
2	県内の活断層.....	7
第3章	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	9
1	住宅の耐震化の状況.....	10
2	特定建築物の耐震化の状況.....	12
第4章	建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	14
1	耐震化の基本的取組み方針.....	15
2	耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策.....	15
3	建築物の総合的地震対策.....	16
4	建築物の安全性に関する認定制度.....	16
5	地震発生に通行を確保すべき道路.....	17
6	地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策.....	19
第5章	建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	20
1	地震ハザードマップの作成等.....	20
2	相談体制の整備及び情報提供の充実等.....	20
3	ホームページやパンフレットの活用.....	20
4	リフォームに併せた耐震化の誘導.....	20
5	集落や自主防災組織との連携.....	21
第6章	法に基づく指導や命令等	22
1	建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施.....	22
2	建築基準法による勧告又は命令等の実施.....	22
	参考資料	24

第1章 計画に関すること

1 計画の目的と位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第六条第1項に基づく「関川村耐震改修促進計画」です。この計画の目的は、村内の耐震基準を満たしていない既存建築物の耐震診断や耐震改修の促進を図り、耐震性能を向上させることにより、地震から村民の生命や財産を守ることです。

令和3年12月の国の基本的な方針が見直されたこと、令和4年9月に新潟県耐震改修促進計画が改定されたことを踏まえ、本計画においても所定の改定を行うものです。

本計画は「新潟県耐震改修促進計画」に基づきながら、関川村地域防災計画など他の計画と整合を図ります。

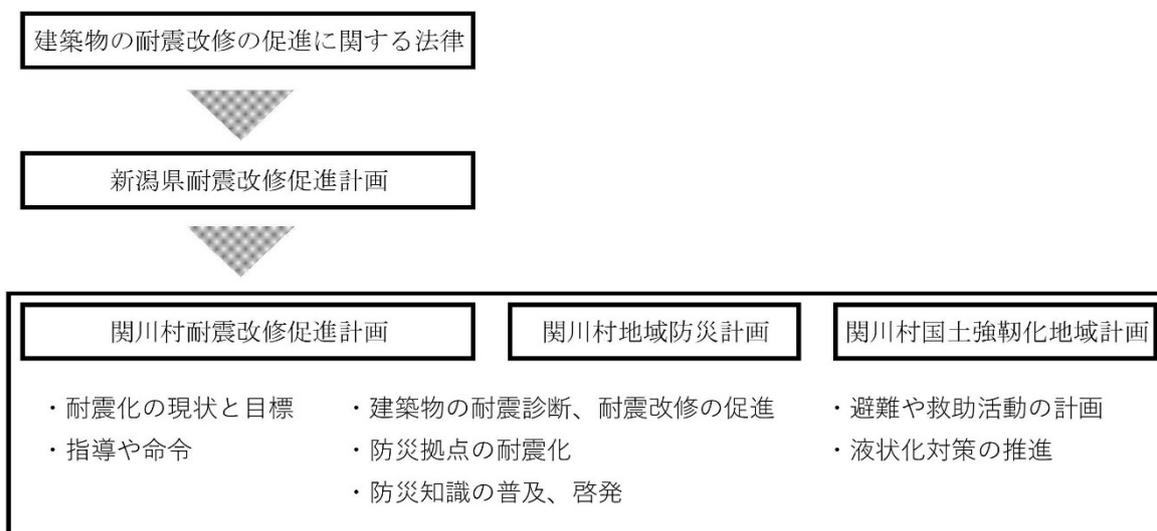


図 1-1 村計画の位置付け

2 計画の期間

本計画の計画期間は、令和10年度までとします。

ただし、社会情勢の変化や耐震化を促進する上での課題等に柔軟に対応するため、定期的に検証し、期間内であっても必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

3 計画の対象

本計画の対象地域は関川村内全域とし、対象建築物は旧耐震基準に基づいて設計された建築物とします。

○耐震基準の変遷

我が国における耐震基準は地震の発生に応じて強化、改正が図られています。建築基準法の構造関係規定の主な変遷を図 1-2 に示します。建築基準法に依る現行の耐震基準は昭和 56 年に導入されました。これは中規模地震動(震度 5 強程度)に対してほとんど被害を生じず、大規模地震動(震度 6 強から 7)に対しても崩壊や倒壊を生じないことを目標としています。この基準は、昭和 56 年の改正を境に旧耐震基準と新耐震基準に大別されます。

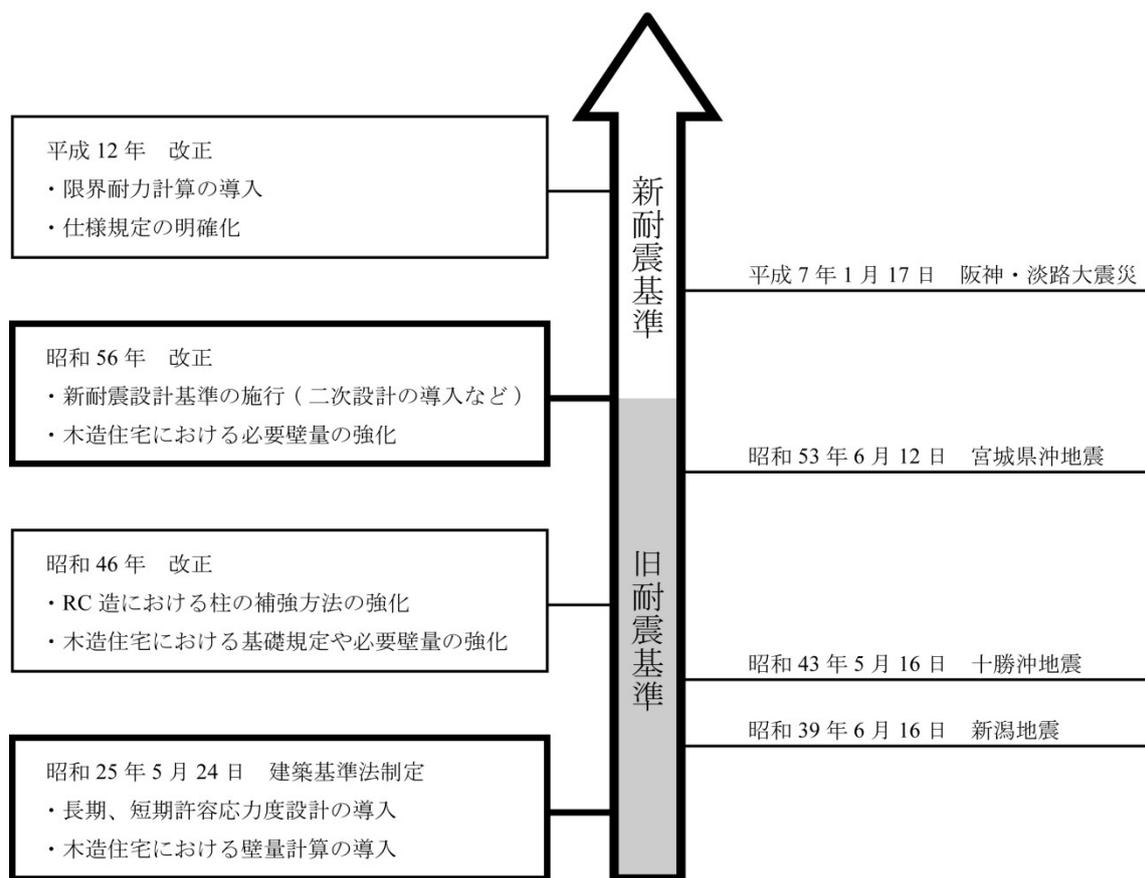


図 1-2 建築基準法の構造関係規定の主な変遷と地震

第2章 計画の背景に関すること

1 県内における最近の地震被害

近年、県内において著しい被害を発生させた地震として、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成23年の長野県北部地震が挙げられます。以下はこれら3つの地震についてです。

(a) 新潟県中越地震

平成16年10月23日17時56分頃に発生した本地震は、図2-1[1]に示すように最大震度7、また震度6強から5弱の余震を記録しました。県内の被害は表2-2のとおり、死者68名、重軽傷者4,795名、住家被害121,495棟[2]と甚大でした。全壊や大規模損壊により住宅居住が困難になる、または強い余震が続いた影響で自宅に帰ることを控えるなどにより、避難者は約100,000人に上りました。しかし避難所が被災して使用不能になるなど、全避難者が公設避難所を利用できず、車中泊などがみられました。

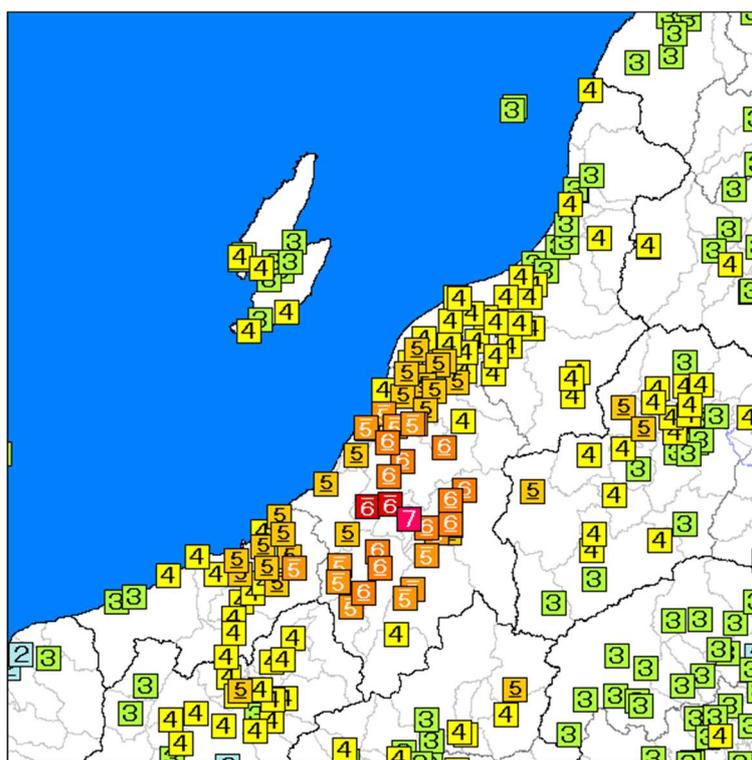


図2-1 新潟県中越地震 震度分布図

表 2-2 新潟県中越地震 被害状況

	人的被害(人)				住家被害(棟)				非住家被害
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設ほか
新潟県	68	0	632	4,163	3,175	2,167	11,643	104,61	41,737

(b) 新潟県中越沖地震

平成 19 年 7 月 16 日 10 時 13 分頃に発生した本地震は、図 2-3[3]に示すように最大震度 6 強、また震度 6 弱から 4 を記録しました。県内の被害は表 2-4[4]のとおり、死者 15 名、重軽傷者 2,316 名、住家被害 44,318 棟でした。住家以外にも、河川や砂防施設などの公共土木施設や、学校など文教施設、社会福祉施設などで被害が発生しました。また、本震発生直後、佐渡島を含む新潟県全域に津波注意報が発令され、柏崎で弱い津波を観測したほか、秋田県から石川県にかけて一部沿岸部で津波が見られました。[5]

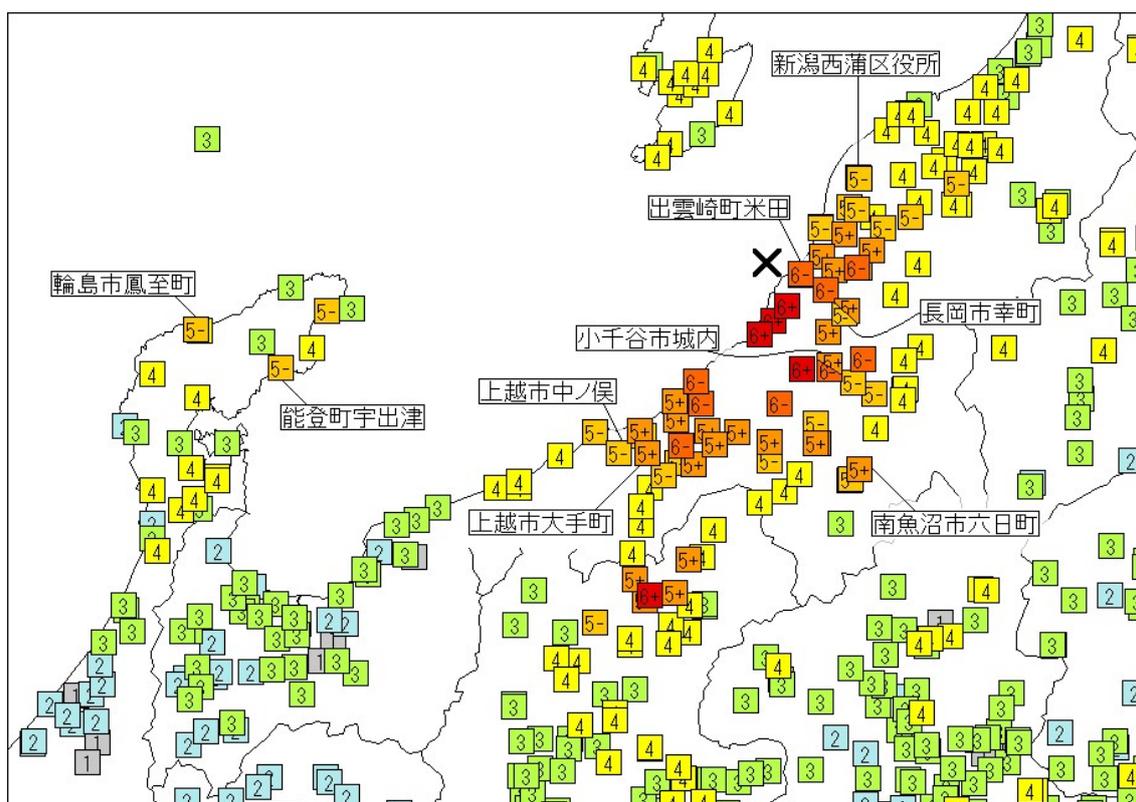


図 2-3 新潟県中越沖地震 震度分布図

表 2-4 新潟県中越沖地震 被害状況

	人的被害(人)			住家被害(棟)				非住家被害(棟)
	死者	行方不明	重軽傷	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	公共施設ほか
新潟県	15	0	2,316	1,331	856	4,854	37,277	31,590

(c) 長野県北部地震

平成 23 年 3 月 12 日 3 時 59 分頃に発生した本地震は、図 2-5[6]に示すように長野県栄村において最大震度 6 強、県内においては津南町、十日町市で最大震度 6 弱を記録しました。県内の被害は表 2-6 のとおり、重軽傷者 45 名、住家被害 2,385 棟[7]でした。この地震は降雪期に発生したため、地震動を誘因とする雪崩が随所で見られました。

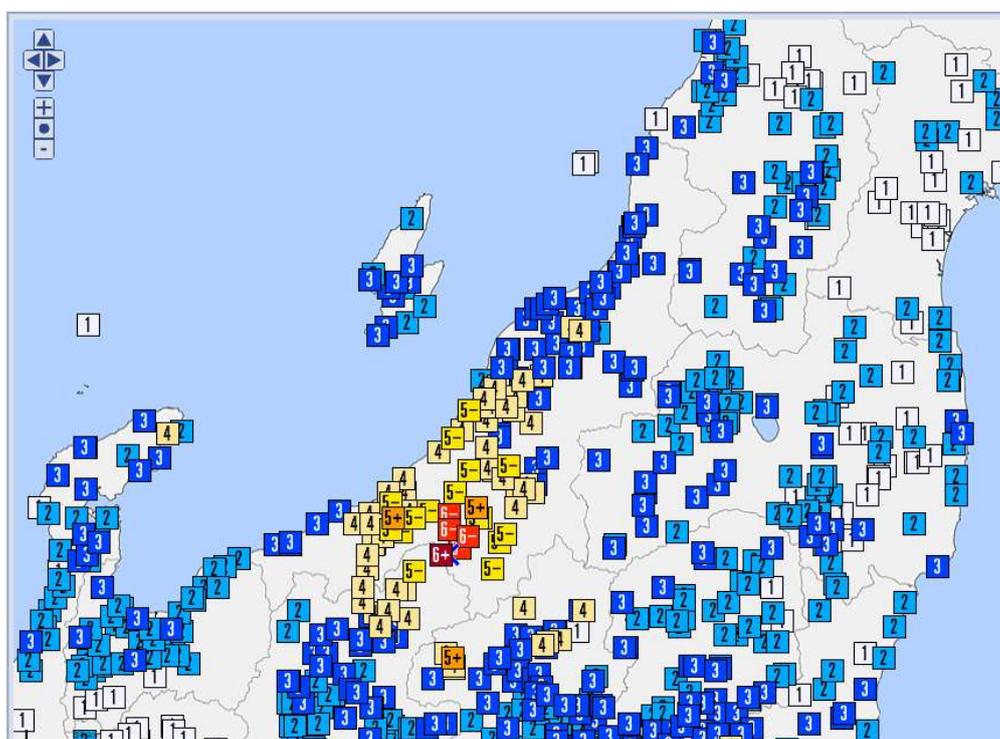


図 2-5 長野県北部地震 震度分布図

表 2-6 長野県北部地震 被害状況

	人的被害(人)				住家被害(棟)			非住家被害(棟)
	死者	行方不明	重傷	軽傷	全壊	半壊	一部損壊	公共施設ほか
新潟県	0	0	1	44	39	258	2,088	885

2 県内の活断層[8][9]

政府の特別機関である地震調査研究推進本部が、社会的や経済的に大きな影響を与えると考えられ調査対象とした全国の主要活断層帯のうち、県内にあるものを図 2-7 に、長期評価を表 2-8 に示します。

このうち、当村に近い位置にある楯形山脈断層帯は今後 30 年以内の地震発生確率が 0.3%~5%と、その最大値は我が国における活断層帯の中でも高いグループに属します。

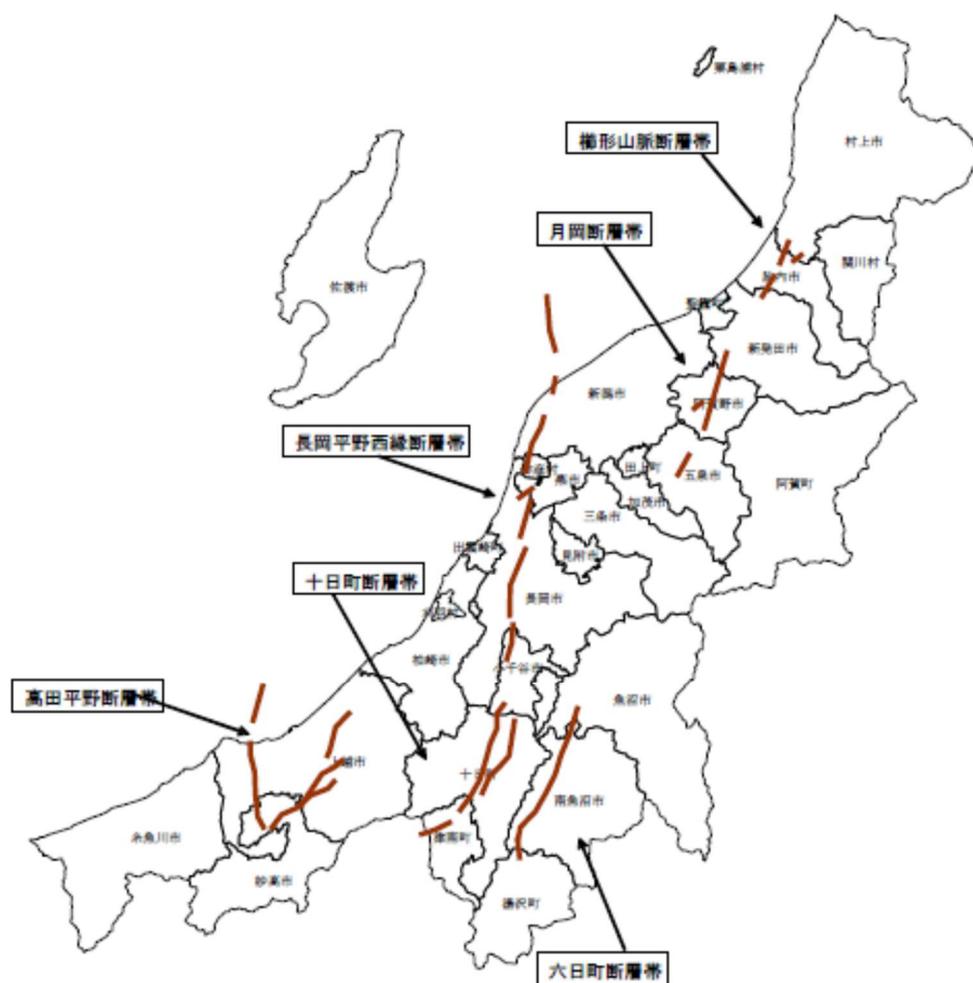


図 2-7 県内の活断層位置図

表 2-8 県内の活断層

断層帯名	予想地震規模(M)	地震発生確率 (今後 30 年以内)	最新活動時期
			平均活動間隔
楡形山脈断層帯	6.8 程度	0.3% ~ 5%	約 3,200 年~2,600 年前
			約 2,800 年~4,200 年
月岡断層帯	7.3 程度	ほぼ 0% ~ 1%	約 6,500 年~900 年前
			7,500 年以上
長岡平野西縁断層帯	8.0 程度	2% 以下	13 世紀以後
			約 1,200 年~3,700 年
十日町断層帯(西部)	7.4 程度	3% 以上	約 3,100 年前
			3,300 年程度
十日町断層帯(東部)	7.0 程度	0.4% ~ 0.7%	不明
			4,000 年~8,000 年程度
高田平野東縁断層帯	7.2 程度	ほぼ 0% ~ 8%	約 3,500 年前~19 世紀
			2,300 年程度
高田平野西縁断層帯	7.3 程度	ほぼ 0%	1751 年(地震)
			2,200 年~4,800 年程度
六日町断層帯(北部) (ケース 1)	7.1 程度	0.4% ~ 0.9%	約 4,900 年前~16 世紀
			約 3,200 年~7,600 年
六日町断層帯(北部) (ケース 2)	7.1 程度	ほぼ 0%	2004 年(中越地震)
			約 3,200 年~4,000 年以下
六日町断層帯(南部)	7.3 程度	ほぼ 0% ~ 0.01%	約 2,900 年~2,000 年前
			約 6,200 年~7,200 年

※地震発生確率の算定基準日は平成 27 年 1 月 1 日としている。

※六日町断層帯北部について、中越地震を最新活動としない場合をケース 1、する場合をケース 2 とする。

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

ここでは建築物の耐震化率を、新潟県耐震改修促進計画と同様に以下とし、耐震性がある建築物の棟数を、全建築物の棟数で除して求めています。

耐震性がある建築物は、昭和56年6月1日以降の新耐震基準で建築されたもの(図3-1中A)に、昭和56年5月31日以前に旧耐震基準で建築された建築物のうち、耐震改修済みのもの(図3-1中C)と耐震診断により耐震性有と見込まれるもの(図3-1中D)とを合計したものです。

ただし、国、県における、総務省統計局の住宅・土地統計調査結果による推計値は、同調査結果の居住世帯ありの住宅を対象とし、昭和56年5月31日以前に建築された住宅は統計区分の関係から昭和55年以前に建築されたものとしています。

昭和56年6月1日以降に建築された建築物(新耐震基準) A	昭和56年5月31日以前に建築された建築物(旧耐震基準) B	耐震改修済み C	診断により耐震性有と見込まれる D
--------------------------------------	---------------------------------------	-----------------	--------------------------

図3-1 耐震性有無の建築物の区分

$$\text{耐震化率(\%)} = \frac{\text{耐震性がある建築物(棟又は戸) (A+C+D)}}{\text{全建築物(棟又は戸) (A+B)}}$$

1 住宅の耐震化の状況

(a) 現状

国、県、当村における住宅の耐震化率の現状を以下の表 3-2 に示します。

国、県の数値は新潟県耐震改修促進計画に掲載の、総務省統計局の住宅・土地統計調査結果による推計、当村の数値は固定資産台帳からの推計です。

令和 5 年度時点の当村における耐震化率は 73%と、前耐震改修促進計画に記載の目標値 80%を大きく下回る状況です。

この原因として、人口減少による新設住宅着工戸数が減少し、旧耐震基準で建築された住宅の更新が進まないこと、耐震化に要する費用が大きいこと、居住者の高齢化により耐震化の意欲が高まらないことが考えられます。

表 3-2 住宅の耐震化率

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	備考
関川村	69 %	71 %	72 %		73 % 目標 R2 80 %	
新潟県	76 %	80 %		83 %	R2 85 %	目標 R7 93 %
国	79 %	82 %	-	87 %		目標 R12 おおむね 解消

(b) 目標

上記を踏まえ、令和 10 年度末における当村の耐震化率目標値を 78%とします。

新潟県は、全国目標である令和 12 年度までに耐震性が不足する住宅のおおむね解消するための中間的な目標値として、令和 7 年度末までに耐震化率目標 93%を設定しています。

当村は耐震化率が令和 5 年度 73%と新潟県平均よりも低いことから、5 年後の令和 10 年度末まで 5 ポイント増加させ、78%とすることを目標値とします。

今後、より一層の高齢化や人口減少等による住宅更新や耐震化の鈍化が予想され、これまで通り一律に耐震化を推進することが困難であることから、状況に応じた施策を講じるよう努めてまいります。

国、県、当村における耐震化率の推移を図 3-3 に示します。

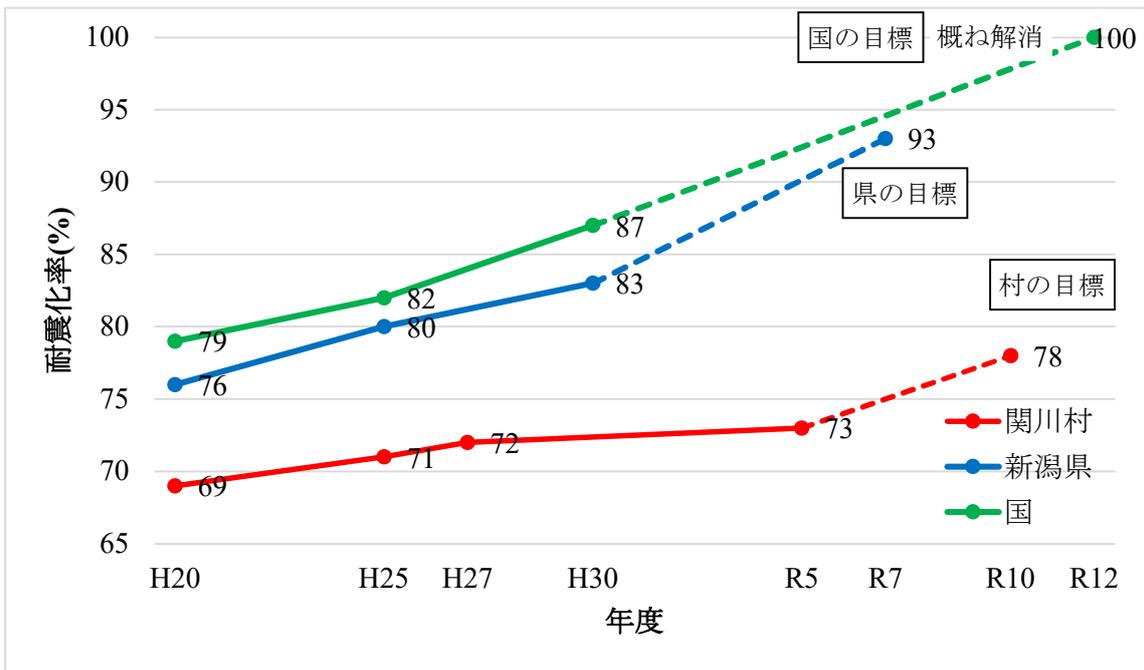


図 3-3 国、県、村における耐震化率の推移

2 特定建築物の耐震化の状況

(a) 現状と課題

国、県、当村における特定建築物の耐震化の現状を以下の表 3-4 に示します。

国、県の数値は新潟県耐震改修促進計画に掲載のもの、当村の数値は台帳によるものです。

令和 5 年度時点の当村における耐震化率は 82%で、前耐震改修促進計画に記載の目標値 90%を下回る状況です。

この要因としては、近年の景気の低迷により、旧耐震基準で建築された旅館などの耐震改修や建替えによる更新が進まないことによるものと分析しています。

なお、特定建築物のうち公共建築物については耐震化が完了している状況です。

表 3-4 特定建築物の耐震化率

	平成 20 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 30 年度	令和 5 年度	備考
関川村	64 %	75 %	75 %		82% 目標 R2 90 %	
新潟県	64 %	80 %		87 %		目標 R7 95 %
国	80 %	85 %		89 %		目標 設定なし

(b) 目標

上記を踏まえ、令和 10 年度末における当村の耐震化率目標値を 90%とします。

国は、各省庁が個別に耐震化率目標を掲げて取り組んでいることから、全国目標は示さなくなりましたが、新潟県においては、前回目標が未達成のことから、引き続き目標を 95%に設定し取り組んでいくこととしています。

このことから、当村においても全国及び新潟県と比べて耐震化が遅れていることなどに鑑み、前回計画に引き続き、目標を 90%とするものです。

今後、住宅の耐震化と同様に、状況に応じた施策を講じるよう努めてまいります。

国、県、当村における耐震化率の推移を図 3-5 に示します。

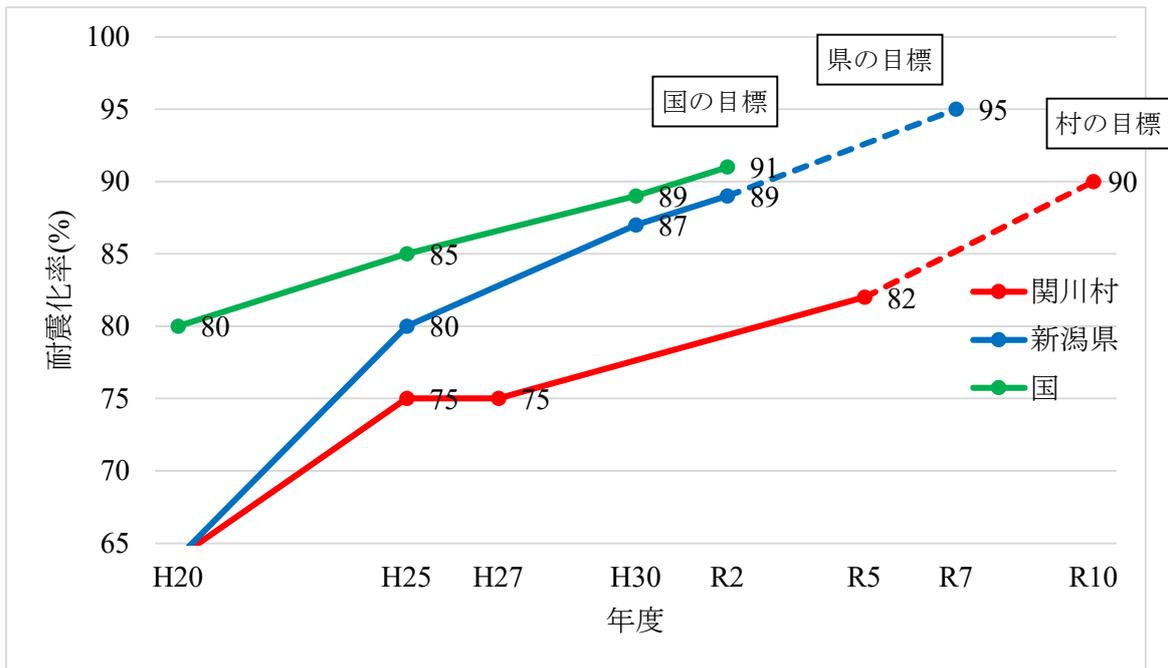


図 3-5 国、県、村における耐震化率の推移

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震化の基本的取組み方針

本計画における上記方針は、新潟県耐震改修促進計画に掲げられた耐震診断及び耐震改修の基本方針と同様とし、以下に記します。

(a) 自助

建築物の耐震化の促進を図るためには、建物の所有者等それぞれが耐震診断や耐震改修を行う「自助」が最も重要であります。この「自助」により各住宅や建築物の耐震化が進められることで、地震発生時の建物倒壊等による道路閉塞の可能性が減り、円滑な避難や救助活動等の「共助」に繋がると考えられます。このため、所有者等は進んで耐震化等の地震防災対策に取り組むことが望まれます。

(b) 共助

住宅や建築物の耐震化が進んでも、ブロック塀の倒壊や火災等の二次災害により、地域において被害が発生する可能性を排除することはできません。このため、地域においては自主防災組織や、新潟県中越地震の際に大きな役割を果たした地域コミュニティを通じて、日頃から地域の安全性を高めていく「共助」の精神のもと、危険箇所の把握や改善、各所耐震化等の地震防災対策に取り組むことが望まれます。

(c) 公助

当村は、上記に述べた「自助」と「共助」による地震防災対策の促進を目指し、新潟県や関係団体と連携を図りながら「公助」としての耐震診断や耐震改修に関する情報提供の充実や、相談窓口の設置、技術者の育成支援など環境整備の促進に努めます。

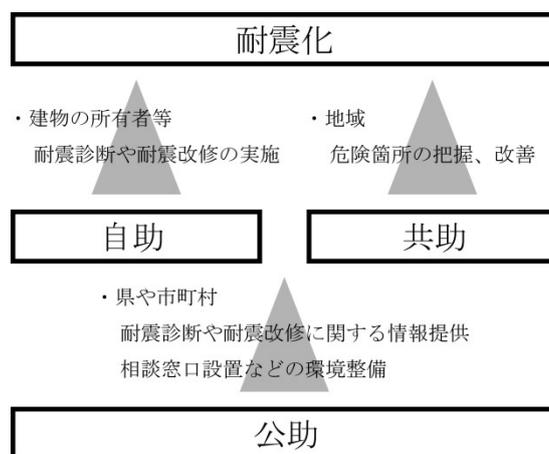


図 4-1 耐震化の基本的取組み

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

建築物の耐震化を促進するため、耐震化費用の補助など、図られている各種施策を以下に示します。

(a) 関川村木造住宅耐震診断・耐震改修補助事業

概要を表 4-2 に示します。

表 4-2 耐震化補助事業の概要

補助区分		補助率	上限額(円)	補助要件
耐震診断		申請者 10,000 円負担		昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造戸建個人住宅
耐震改修	耐震改修工事	1/3	1,000,000	耐震設計に基づき、上部構造評点 1.0 未満を 1.0 以上とする工事
	耐震改修部分補強工事※	1/3	600,000	全体上部構造評点 0.7 未満を 0.7 以上とする工事、又は、2 階建ての 1 階部分上部構造評点 1.0 未満を 1.0 以上とする工事

※高齢者(65 歳以上)を含む世帯、障害者を含む世帯を対象

※2 工事实施した高齢者等の住宅について、2 回目の工事实施で全体上部構造評点 1.0 以上を目標とする

(b) 融資制度

独立行政法人金融支援機構や新潟県労働金庫により、改修工事費用の融資に関する特別制度が用意されています。

(c) 税制の優遇

所定の条件を満たす耐震改修工事の実施により、所得税の控除や固定資産税の減額等の特例措置が適用されます。

(d) 県・市町村・関係団体との連携

当村は、関川村耐震改修促進計画の実効性を確保するため、新潟県耐震改修促進協議会(平成 19 年発足)に参加しています。協議会では、有識者の意見を踏まえながら、県や市町村、関係団体が連携し、耐震化に関する情報提供や小学生等を対象とした出前耐震講座等の各種施策を計画的に実施しています。

また、協議会を通して、簡易的耐震診断方法の研究や、耐震関係技術者の育成等について検討していきます。

3 建築物の総合的地震対策

前述の耐震化のほか、以下による総合的地震対策を推進します。

(a) 家具の転倒防止

家具の転倒は、人的被害や避難、救助の妨げになります。このため身近な地震対策として、家具の転倒防止を呼掛けるとともに、家具の固定方法の普及啓発を図ります。

(b) ブロック塀等の倒壊防止

地震時のブロック塀等の倒壊は、死傷者の発生、通路の閉塞による避難や救助の妨げに繋がります。このためブロック塀等の倒壊の危険性を周知するとともに、補強方法等の普及啓発を図ります。また、必要に応じて改修指導を行います。

(c) エレベーター等の地震防災対策

平成 17 年の千葉県北西部地震におけるエレベーターの閉じ込め事故を契機に、設置が義務付けられた地震時管制運転装置(建築基準法施行令第 129 条の 10 第 3 項第 2 号関係)や、地震時の運行方法、閉じ込めが発生した際の対処法について、建築物の所有者や利用者に周知を図ります。

(d) 天井材の落下防止

平成 23 年の東日本大震災における大規模空間を有する建築物の天井落下を契機に、新たに基準が定められた天井の脱落防止措置(建築基準法施行令第 39 条第 3 項関係)について、建築物の所有者や利用者に周知を図ります。

(e) 建築設備の転倒防止

平成 23 年の東日本大震災を契機に、新たに基準が定められた住宅の給湯設備の転倒防止(建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第 2 号関係)について、所有者等に周知を図ります。

4 建築物の安全性に関する認定制度

平成 25 年の耐震改修促進法の改正で、建築物の所有者が地震に対する安全性が確保されている旨を所管行政庁に申請し、所定の基準に適合していると確認された場合は、その旨が認定される「建築物の地震に対する安全性に係る認定制度」が創設されました。

この認定制度は、建築時期や規模用途を問わず全ての建築物を対象としたもので、建築物に表示するかどうかはあくまでも所有者の任意となっています。

このことから、当村では、前述の表示が無い場合でも耐震性が確保されていないとは限らない注意事項等を含め、適切な周知を図ります。



図 4-3 認定表示の様式

5 地震発生に通行を確保すべき道路

地震時には、住民の円滑な避難、救急、消防活動の実施、緊急物資等の輸送等を確実に
行うため、道路機能を維持することが非常に重要です。

新潟県耐震改修促進計画では、効率的かつ有効的な救援活動、生活物資の輸送を可能
とするために、第1次から第3次の緊急輸送道路^{※1}を指定しています。

本計画では、県で指定された緊急輸送道路のうち当村の行政区域に係る区間を緊急輸
送道路(耐震改修促進法第6条第3項第2号関係)として位置付け^{※2}、沿道建築物の耐震
化について、引続き促進を図ります。

次ページに関川村緊急輸送道路図を示します。

※1 「第1次緊急輸送道路」

高速自動車国道と防災拠点(県庁所在地、地方中心都市、重要港湾、空港等)
を連絡する一般国道

「第2次緊急輸送道路」

第1次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、主要な防災拠
点(市町村役場等、行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療
拠点、自衛隊等)を連絡する道路

「第3次緊急輸送道路」

第1次、第2次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

※2 当村には第3次緊急輸送道路はありません。

6 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害軽減対策

建築物の耐震化のほか、以下による宅地の耐震化を推進します。

(a) がけ地近接等危険住宅移転事業の活用

がけ地の崩壊等により住民の生命に危害を及ぼすおそれのある区域内の住宅について、がけ地近接等危険住宅移転事業を活用し移転を推進します。

(b) 宅地耐震化推進事業の活用

大規模な盛土による造成宅地では、大地震時に地滑りの崩壊を起こし、多くの宅地や建築物、公共施設等に甚大な被害を及ぼすおそれがあります。その被害を軽減するため、必要に応じて宅地耐震化推進事業を活用し耐震化を推進します。

第 5 章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識

の普及

1 地震ハザードマップの作成等

住民や建築物の所有者等に対して、住宅及び建築物の耐震化を促していくためには、その地域において発生の恐れがある地震と建築物被害の可能性などを住民に伝えることにより、住民の注意を喚起し、防災意識の高揚を図ることが重要です。そのために、個々の建築物の所在地が認識可能となる程度の詳細なもので、想定される地震による揺れやすさや危険度などを示す地震ハザードマップ(地震防災マップ)の作成、公表が住民にとり有効な手段であると考えられます。

当村においては令和 3 年にホームページ上に公表しております。

2 相談体制の整備及び情報提供の充実等

耐震診断及び耐震改修の普及・啓発を図るため以下の取組みを行います。

(a) 相談体制の整備

当村では、電話や来庁により、耐震やリフォームに関する相談を常時受付けています。また、関連する情報提供や、トラブルを防ぐための留意点等の助言等も行っています。

(b) 情報提供の充実

当村では、毎月発行の広報誌や、新潟県耐震改修促進協議会の活動等を通じて、耐震診断や耐震改修に関する情報提供を引続き進めてまいります。

また、耐震改修施工業者の選定や、改修費の見積りの適否判断などで問題を抱えている方に対して、「リフォーム事業者検索システム」(国土交通省)や「リフォーム見積チェックサービス」(公益財団法人リフォーム・紛争処理支援センター)等の情報を提供します。

3 ホームページやパンフレットの活用

本耐震改修促進計画の概要や、耐震診断、耐震改修等の支援制度に関して、当村ホームページやパンフレット作成し納税通知書に同封配布により周知を図ります。

4 リフォームに併せた耐震化の誘導

内外装や設備等のリフォーム工事と耐震改修工事を併せて行うことで、改修費用や施工の効率化を図ることができます。また、リフォーム工事に関心を持つ住民も多いことから、住民やリフォーム事業者に対して情報提供や周知を行います。

5 集落や自主防災組織との連携

住宅の耐震化の普及において、個人への働きかけだけでは限界があることから、集落や自主防災組織など、地域防災に当たる組織に働きかけ、地域としての耐震性を高める活動と連携することで、住宅の耐震化を推進します。

第6章 法に基づく指導や命令等

建築物の耐震改修の促進に関する法律及び建築基準法では、耐震化に関して行政による指導や命令等の実施について定められています。当村における指導や命令等についても、所管行政庁^{*1}かつ特定行政庁^{*2}である県と連携し進めてまいります。

以下は新潟県耐震改修促進計画に定められた、指導や命令等に関することです。

1 建築物の耐震改修の促進に関する法律による指導等の実施

(a) 法の定める規定

所管行政庁は、建築物の耐震改修の促進に関する法律第15条第1項の規定に基づき、耐震診断及び耐震改修の適確な実施のために必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対して、耐震診断や耐震改修について必要な指導、助言を行います。

また、所管行政庁は同条第2項の規定により、指導に従わなかった者のうち法令で定める一定規模以上の特定建築物の所有者に対して、必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、必要な指示を行います。

そして、同条第3項の規定により、所管行政庁は指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表します。

(b) 実施方法

指導及び助言

既存建築物の耐震診断、耐震改修の必要性について説明し、耐震診断及び耐震改修の実施に向けて助言を行います。

指示

耐震診断及び耐震改修に関し、実施すべき事項を記載した指示書の交付などにより指導を行います。

公表

県及び市町村の公報への登載、ホームページへの掲載など住民に広く周知できる方法で公表します。

2 建築基準法による勧告又は命令等の実施

(a) 法の定める規定

上述による公表の実施にも関わらず、当該建築物の所有者が必要な措置を講じない場合、当該建築物の所有者等に対し、建築基準法第10条第1項から第3項の規定により、特定行政庁は勧告又は命令等を行います。

(b) 勧告又は命令等の実施

建築物の構造が保安上著しく危険であると認める場合は、建築基準法第 10 条第 3 項の規定により当該建築物の除却、移転、改築又は使用制限などの必要な措置を講じるよう命令します。

※1 所管行政庁

建築物の耐震改修の促進に関する法律第二条第 3 項に定められる、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。

※2 特定行政庁

建築基準法第二条第 35 項に定められる、建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。

参考資料

- [1] 気象庁 HP 強震観測データ 強震波形(平成 16 年(2004 年)新潟県中越地震)
http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/kyoshin/jishin/041023_niigata/nigata_main.html

- [2] 新潟県 HP 過去の災害状況について 中越地震による被害状況等について
<http://www.pref.niigata.lg.jp/kikitaisaku/1199812567102.html>

- [3] 気象庁 HP 強震観測データ 強震波形(平成 19 年(2007 年)新潟県中越沖地震)
http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/kyoshin/jishin/070716_chuetsu-oki/

- [4] 新潟県 HP 過去の災害状況について 平成 19 年 7 月 16 日に発生した中越沖地震による被害状況について
[http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/416/707/2307141600higaiho\(282\),0.pdf](http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Simple/416/707/2307141600higaiho(282),0.pdf)

- [5] 内閣府 平成 20 年版防災白書

- [6] 気象庁 HP 震度データベース
<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/Event.php?ID=175957>

- [7] 新潟県 HP 過去の災害状況について 平成 23 年 3 月 12 日長野県北部地震に関する被害状況
http://www.pref.niigata.lg.jp/HTML_Article/545/360/26houdousiryoku201203091300,0.pdf

- [8] 新潟県防災会議 新潟県地域防災計画(震災対策編) 平成 28 年 3 月修正

- [9] 地震調査研究推進本部 橿形山脈断層帯の長期評価の一部改訂について 平成 18 年 10 月 17 日